

政治活動のために使用される屋外広告物の 申請の手引

ポスターや広告板など、屋外に表示・設置される広告は、情報を伝達するだけでなく、まちを活気付ける役割も果たしていますが、一方で、無秩序に表示・設置されると、景観が乱れ、結果的にまち全体としての魅力が損なわれます。

盛岡市では、平成19年に「盛岡市屋外広告物条例」を定め、屋外広告物（屋外にあるポスターや立看板、建植広告物等）の表示・設置や維持管理などについてのルールを定めています。

令和2年には、屋外広告物条例施行規則を改正し、政治活動用ポスターについて、適用除外の範囲、相互間距離、許可期間を変更しました。

条例では、良好な景観の形成や風致の維持、住民に対する危害防止の観点から、禁止広告物、禁止物件を定め、すべての屋外広告物共通の共通許可基準と屋外広告物の種類ごとに定める種類別許可基準、区域区分ごとに定める許可基準に基づき、規制しております。

この手引は、『盛岡市屋外広告物条例の手引』を基に、政治活動のために使用される屋外広告物（以下「広告物」といいます。）に的を絞って主要部分を抜粋・加筆したものです。この手引に記載のない事例については、景観政策課まで御相談願います。

盛岡市都市整備部景観政策課
担当：屋外広告係
〒020-8532
盛岡市津志田14地割37番地2
電話：019-601-5078
E-mail：keikan@city.morioka.iwate.jp

1. 表示・設置できる広告物の確認

広告物を表示・設置しようとする場合、次の流れにより基準等を確認してください。

- (1) 禁止広告物、禁止物件、適用除外の確認
→ 4 ページ「4. 禁止広告物、禁止物件、適用除外の確認」
- (2) 区域区分の確認、区域区分ごとの掲出できる広告物の確認
→ 6 ページ「5. 区域区分」
- (3) 区域区分ごとの許可基準の確認
→ 7 ページ「6. 許可の基準等」

2. 広告物を表示・設置する場合の申請手続きの流れ

次の場合は、許可が必要ですので申請してください。(ただし適用除外の広告物等を除く。)また、申請には手数料が掛かります。

- 1 広告物を表示・設置しようとするとき。
- 2 許可を受けた広告物を変更し、または改造しようとするとき。
- 3 許可の期間を更新しようとするとき。

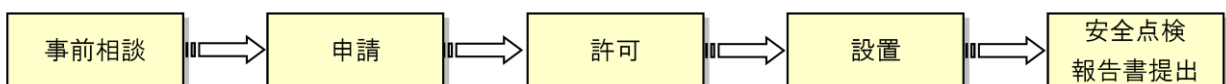
申請したにも関わらず、許可が下りずに表示・設置できない事態を未然に防ぐためにも、申請の前に、事前に相談してください。**事前相談は掲出予定日の概ね2週間前**

事前相談には、提出予定の申請書一式の写し(申請書、設置場所が分かる案内図、配置図、構造図、現況写真等)を提出してください。

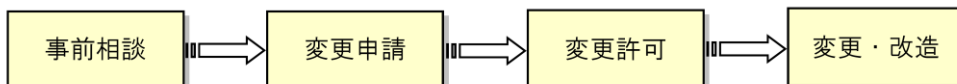
後日、市から内容の検討結果および申請書類の不備事項や、申請に係る手数料等も併せてお知らせします。**申請は掲出予定日の概ね1週間前**

申請予定の広告物が、はり紙(ポスター)の場合、事前相談なしでも申請を受け付けます。はり紙は一枚一枚に期限を打刻しますので、申請時に現物(掲出予定のもの全て+見本(申請書添付用))を御持参願います。

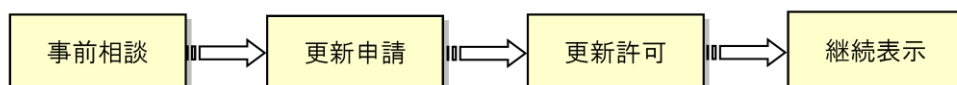
【新規に設置する場合】



【許可を受けた広告物等を変更し、または改造する場合】



【許可期間を更新する場合】



次の場合は、市長に届け出なければなりません。


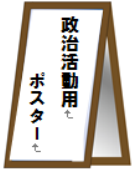



- 1 許可を受けた広告物等を管理する者を設置し、または変更したとき。(変更届)
- 2 許可を受けた広告物等を譲り受けたときなど。(承継届)
- 3 許可を受けた広告物を除却したとき。(滅失届)

広告物等の表示・設置を発注するときは、市に登録した屋外広告業者へ依頼してください。
 広告物等を表示・設置するときは、その広告物等を管理する者を設置しなければなりません。

道路敷に立看板や建植広告物の形態の政治活動用ポスターを掲示する場合は、事前に道路管理者の道路占用許可を得る必要があります。(許可申請書に添付が必要です。)

3. 広告物の種類と定義

政治活動用に用いられると考えられる広告物の種類は次の通りです。

種類	定義	
はり紙 (ポスター)	紙、布、ビニール等を使用して作製されたものであって、建築物その他の工作物等に貼り付けられるものであること。 <i>注) ベニヤ板やプラスチック板を裏打ちしたものは「広告板」に分類されます。</i>	
立看板	建築物その他の工作物等に立て掛けられるもの又は柱状若しくは塔状のもので、土地又は建築物その他の工作物等に固定されない構造であるもの及びこれらに類するものであること。	
はり札	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、建築物その他の工作物等に添架されるもの(表示面積が 0.2 ㎡以下であるものに限る。)であること。	
建植広告物	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、土地に建植されるもの(柱状及び塔状のもの並びに道路を横断して表示し、又は設置されるものを含む。)であること。	
広告板	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、建築物その他の工作物等に添架されるもので、はり札以外のものであること。 <i>注) 政治活動用ポスターをベニヤ板、プラスチック板等にはり付けたものや、立看板を壁面等に固定したものなどを含む。</i>	

また、広告物を用途別に区分すると次の種類があります。このうち、政治活動用に一般的に用いられているのは、**自家用広告物**と**一般広告物**です。

種類	定義
自家用広告物	<p>自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。</p> <p>例) 後援会事務所に表示・設置される「後援会事務所」の看板</p>
管理用広告物	<p>自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。</p> <p>例) 駐車禁止、一時停止 など</p>
公共目的広告物	<p>公共的目的をもった道標、案内図板その他の公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等をいう。</p>
案内誘導広告物	<p>観光地、沿道サービス施設又は事業所等（以下「観光地等」という。）の入口等に係る道標、案内図板等の広告物等をいう。</p> <p>例) 「〇〇ストア ↑300m」など</p>
一般広告物	<p>自家用広告物等、管理用広告物等、公共目的広告物等及び案内誘導広告物等のいずれにも該当しない広告物等をいう。</p> <p>例) 事務所及び後援会事務所以外の場所に表示・設置する立候補者予定者等の看板やポスター</p>

4. 禁止広告物、禁止物件、適用除外の確認

次の（１）から（４）に当てはまる場合は、屋外広告物を表示・設置できない、あるいは許可を受ける必要がありませんので、御確認をお願いします。

（１）屋外に表示・設置される広告物ですか

屋内に表示・設置される広告物は、屋外広告物条例の対象になりません。

例）屋内から窓ガラス越しに屋外に向けて表示される看板やポスター

（２）禁止広告物に該当していませんか

次のような屋外広告物は市内に表示・設置できません。

- 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 信号機、道路標識又は道路標示に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくはそのおそれのあるもの
- 道路の交通の安全を阻害し、又はそのおそれのあるもの

（３）禁止物件に表示・設置しようとしていませんか

次の物件は「禁止物件」に指定されており、広告物を表示・設置できません。

- 橋りょう、街路樹、記念碑、石垣、擁壁、信号機、道路標識、道路上の柵、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、煙突、ガスタンクなど
- 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、立看板、はり紙、はり札を表示・設置できません。



(4) 条例の適用除外（許可申請不要）に該当しませんか

次に掲げるものは、許可を受けなくても表示・設置できます。

- 公職選挙法の規定による選挙運動のために使用するポスターや立札等
「公職選挙法の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件」は、「禁止物件」の規定の適用が除外され、市長の許可は不要となります。

次に掲げるものは、禁止物件を除き、許可を受けなくても表示・設置できます

- 自家用広告物（自己の氏名、名称等を表示するため、自己の事務所に表示・設置するもの）で表示面積の合計が 10 m²以下の場合

【該当する例】

- ①事務所に表示・設置する自家用広告物（「事務所」の看板、立候補予定者等の政治活動用ポスター等）の表示面積の合計が 10 m²以下の場合
- ②後援会事務所に表示・設置する自家用広告物（「後援会事務所」の看板、立候補予定者等の政治活動用ポスター等）の表示面積の合計が 10 m²以下の場合
- ③連絡所に表示・設置する自家用広告物（「連絡所」の看板）の表示面積の合計が 10 m²以下の場合

【該当するとは認められない例】 ※御注意願います。

- ①連絡所に表示・設置する立候補予定者や政党の政治活動用ポスター。
（連絡所は、あくまでも“取次ぎ所”と考えますので、立候補予定者や政党の広告物は、連絡所の自家用広告物としては認められません。）
※当該連絡所が第2種市街地景観区域および第3種市街地景観区域に所在する場合は、許可を得たポスターを許可基準に則って表示・設置することは可能です。
 - ②事務所、後援会事務所及び連絡所の看板が、当該事務所の敷地外に表示・設置されるとき、又は空き地、駐車場など当該事務所等の所在が明確でない場所に表示・設置されるとき。
（いずれも自家用広告物とは認められません。）
- 第2種市街地景観区域および第3種市街地景観区域において表示する表示面積が 0.5 m²以下のポスター（同一種類のはり紙は相互間距離を 1 m 以上離すこと。政治団体が政治活動のために表示するものであって、表示面積が 0.25 m²を超え、0.5 m²以下のものにあつては、2 m 以上離すこと。）

→屋外に表示・設置される広告物で、上記（2）から（4）に該当しない場合は、許可申請が必要です。『5. 区域区分』から『8. 許可申請手数料』までを確認して許可申請手続きをお願いします。

5. 区域区分

盛岡市景観計画及び都市計画の用途地域を基に、市内を次のような区域に区分し、許可基準を区域ごとに定めています。

基本となる区域区分として、市内を第1種市街地景観区域、第2種市街地景観区域、第3種市街地景観区域、田園・丘陵景観区域、山地景観区域の5つの区域に区分しています。

例えば、一般広告物としての立看板・ポスター等を表示・設置できる区域は、第2種市街地景観区域及び第3種市街地景観区域です。

第1種市街地景観区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区、市街地景観地域のうち市街化区域以外の地域

掲出できる広告物：自家用
広告物(※1)・案内誘導広告
物(※2)・公共目的広告物
(※4)



第2種市街地景観区域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域

掲出できる広告物：自家用
広告物・案内誘導広告物・
一般広告物(簡易広告物(※5)
に限ります。)・公共目的
広告物



第3種市街地景観区域

第2種住居地域、準住居地域、
商業地域、近隣商業地域、工業
地域、準工業地域、工業専用地
域

掲出できる広告物：自家用広告物・案内誘導広告物・
一般広告物(※3)・公共目的広告物



田園・丘陵景観区域

田園・丘陵景観地域、市街化調整
区域(景観形成地域を除きます。)

掲出できる広告物：自家用広告
物・案内誘導広告物・公共目的
広告物



山地景観区域

山地景観地域

掲出できる広告物：自家用広告
物・案内誘導広告物・公共目的
広告物



また、上乘せの区域区分として、市内をさらに特別規制区域、歴史的景観保全区域、河川・眺望景観保全区域、屋外広告物景観形成地区に区分します。

特別規制区域

保存樹・保存樹林、河川、湖沼、
溪谷、高原、山岳、官公署等のう
ち市長が指定したものや一定の範
囲、市民農園、保安林、緑地・都
市公園、一団地の官公庁施設



掲出できる広告物：自家用広告物・案内誘導広告物・
公共目的広告物

河川・眺望景観保全区域

河川景観保全地域

眺望景観保全地域

高さ基準を上乘せ



歴史的景観保全区域

歴史景観地域

文化財の周囲、保護庭園、保存
樹木、保存建造物、環境保護地
区、環境緑化地区のうち市長が
指定したものや一定の範囲、伝統的建造物群保存地区

掲出できる広告物：自家用広告物・案内誘導広告物・
公共目的広告物



屋外広告物景観形成地区

景観上重要な地域として特に市長
が指定する地域

それぞれの地域によって独自の基
準を上乘せ



複数の区域が重なっている場合は、該当する全ての区域区分の基準に適合する必要があります。例えば、第3種市街地景観区域であっても大慈寺地区屋外広告物景観形成地区や歴史的景観保全区域にも該当する区域では、一般広告物としての立看板・ポスター等は表示・設置できないこととなります。

これらの区域区分については、盛岡市のホームページ「もりおか便利マップ」(<https://www2.wagmap.jp/morioka/Portal>)の「土地情報」で、景観計画の区域区分及び都市計画の用途地域を参考として確認することができます。

6. 許可の基準等

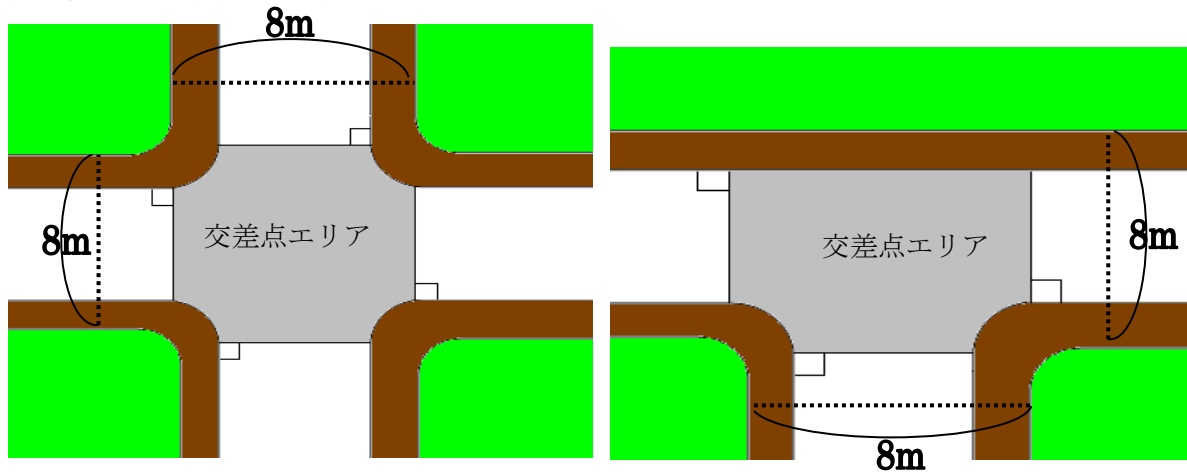
許可基準

各種類共通の基準等

- 形状、表示面積、色彩、意匠その他表示の方法が美観風致を害し、又はそのおそれのあるものでないこと。
- 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等の剥離したものでないこと。
- 著しく破損し、又は老朽したものでないこと。
- 倒壊又は落下のおそれのないこと。
- 信号機、道路標識又は道路標示と類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくはそのおそれのあるものでないこと。
- 道路の交通の安全を阻害し、又はそのおそれのあるものでないこと。
- 広告を表示しない面および脚部で望見可能な部分が塗装その他の装飾をされたものであること。
- 踏切から10m以上離れた場所に設置されるものであること。(自家用広告物等又は建築物に表示し、若しくは設置する広告物等を除く。)
- 信号機から10m以上離れた場所に設置されるものであること。(自家用広告物等又は建築物に表示し、若しくは設置する広告物等を除く。)
- 主要な交差点(幅員8m以上の道路が相互に交差する三差路以上の交差点をいう。)の角から10m以上離れた場所に設置されるものであること。(自家用広告物等又は建築物に表示し、若しくは設置する広告物等を除く。)

次の図の場合、交差点エリア部分から10m以内の場所に掲示することができません。

(各種類共通の基準等のつづき)



- 道路標識（主要な交差点の角から 10m 以内にある道路標識に限る。）から 10m 以上離れた場所に設置されるものであること。（自家用広告物等又は建築物に表示し、若しくは設置する広告物等を除く。）
- カーブミラーから 10m 以上離れた場所に設置されるものであること。（自家用広告物等又は建築物に表示し、若しくは設置する広告物等を除く。）

種類別の基準等

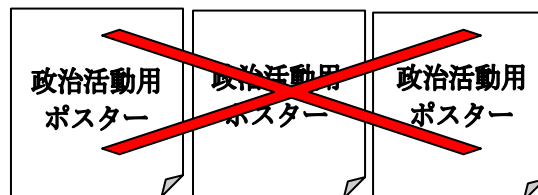
はり紙（ポスター）

- 一般広告物（自家用広告物及び案内誘導広告物でないもの）の表示及び設置は、第 2 種市街地景観区域及び第 3 種市街地景観区域に限る。
- 表示面積は、 2 m^2 以下であること。
- 同一内容のポスターを表示する場合は、ポスター相互間の距離が、表示面積が 1 m^2 以下の場合には 2 m 以上、表示面積が 1 m^2 を超える場合は 3 m 以上であること。

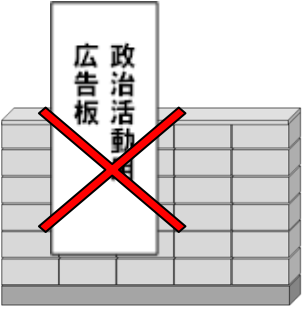
※政治活動用ポスターについて

原則同一種類のはり紙の相互間距離は 1 m 以上。ただし、政治団体が政治活動のために表示するものであって、表示面積が 0.25 m^2 を超え、 0.5 m^2 以下のものにあつては、2 m 以上。

⇒はり紙、はり札の形態の同一内容の政治活動用ポスターを並べて掲示することができません。



	<p>◆ 許可期間は2か月以内。ポスターに直に許可期限を打刻。</p> <p>※ 政治団体が政治活動のために表示するものであって、合成紙(ユポ紙等)を使用して作製されたものにあつては、6月以内。</p>
立看板	<p>□ 一般広告物(自家用広告物及び案内誘導広告物でないもの)の表示及び設置は、第2種市街地景観区域及び第3種市街地景観区域に限る。</p> <p>□ 最大投影面積は、2㎡以下であること。</p> <p>□ 高さは、3m以下であること。</p> <p>□ 倒伏のおそれがないものであること。</p> <p>◆ 許可期間は6か月以内。許可証を交付。</p>
はり札	<p>□ 一般広告物(自家用広告物及び案内誘導広告物でないもの)の表示及び設置は、第2種市街地景観区域及び第3種市街地景観区域に限る。</p> <p>□ 同一内容のはり札を表示する場合は、はり札相互間の距離が1m以上であること。</p> <p>=はり紙、はり札の形態の同一内容の政治活動用ポスターを並べて掲示することができません。</p> <div data-bbox="544 1176 1018 1350" data-label="Image"> </div> <p>◆ 許可期間は木製1年、金属製等3年以内。許可証を交付。</p>
建植広告物	<p>一般広告物(自家用広告物及び案内誘導広告物でないもの)の場合</p> <p>□ 表示・設置は、第3種市街地景観区域に限る。</p> <p>□ 地上から広告物最上端までの高さは、20m以下であること。</p> <p>□ 最大投影面積は、30㎡以下であること。</p> <p>※自家用広告物の場合の許可基準は、区域区分によって異なりますので、個別に御相談願います。</p> <p>◆ 許可期間は木製1年、金属製等3年以内。許可証を交付。</p>

<p>広告板</p>	<p>一般広告物（自家用広告物及び案内誘導広告物でないもの）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 表示・設置は、第3種市街地景観区域に限る。 <input type="checkbox"/> 地上から広告物最上端までの高さは、51m以下であること。 <input type="checkbox"/> 設置面から上方向への突出制限あり。 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 最大投影面積は、300 m²以内であること。 <input type="checkbox"/> 壁面割合は、30%以下であること。 <p>※自家用広告物の場合の許可基準は、区域区分によって異なりますので、個別に御相談願います。</p> <p>◆ 許可期間は木製1年、金属製等3年以内。許可証を交付。</p>
------------	---

7. 許可申請について

申請や届出に必要な書類は、市のホームページからダウンロードすることができます。

盛岡市公式ホームページ>オンラインサービス>申請書ダウンロード>市政情報に関する申請書
>まちづくり>屋外広告物

(<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/shisei/machi/koukoku/index.html>)

(1) 新規申請書類について

必要書類は、次のとおりです。

区分	申請に必要な資料
はり紙（ポスター）	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 見本 <ul style="list-style-type: none"> ※ 現物のサイズ及び材質を明記すること。 <input type="checkbox"/> ポスター（許可を受けようとするもの全て） <ul style="list-style-type: none"> →許可を示す打刻印（穴あけ）をして、許可書とともに返却します。

はり紙以外の広告物	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 仕様書及び図面 <input type="checkbox"/> 意匠図 <input type="checkbox"/> カラー現況写真 <input type="checkbox"/> 表示場所等の所有者の同意書 <input type="checkbox"/> 屋外広告物等安全点検報告書 場合によっては、以下も必要 <input type="checkbox"/> 広告物の管理者の資格を証明する書類 <input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し <input type="checkbox"/> 委任状
-----------	---

(2) 更新申請について

はり紙（ポスター）以外の広告物は、許可期間の満了の概ね2か月前から更新許可申請を行うことが可能です。景観政策課の屋外広告物担当に御確認願います。

8. 許可申請手数料

許可申請時に、次の表による手数料を納付してください。

手数料は、納付されると返還できませんので、ご注意ください。

ただし、政治資金規正法第6条の規定による届け出をした団体が立看板、はり紙（ポスター）又ははり札を表示するための許可を受けようとするときは、手数料は不要ですので、申請の際に政治資金規正法第6条の規定による届け出をした団体である旨、お申し出ください。（建植広告物、広告板等の場合は許可事務手数料が必要です。）

区分	単位	手数料	
はり紙	50枚までごとに	300円	
はり札	1枚につき	100円	
立看板	1個につき	350円	
建植広告物 広告板 など	1枚または 1個につき	表示面積が1㎡以下	600円
		表示面積が1㎡を超え3㎡以下	1,100円
		表示面積が3㎡を超え6㎡以下	1,700円
		表示面積が6㎡を超え10㎡以下	2,200円
		表示面積が10㎡を超えるもの	2,200円に10㎡を超えた5㎡までごとに750円を加算した額

- 1 ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光または照明の装置のある広告物等に係る手数料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とします。ただし、算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。
- 2 変更または改造の許可に係る手数料の額は、変更後または改造後の広告物等について、この表により算定した額とします。

9. 除却について

広告物を表示・設置する者は、許可の期間が満了したとき（更新許可を受けない場合）は、満了の日から2週間以内に広告物を除却しなければなりません。

10. 違反したときは

市長は、違反広告物を表示・設置した広告主、施工者、管理者に対して**指導、勧告**することができます。また、勧告に従わなかったときは、その**氏名等を公表**することができます。

違反広告物等に、違反である旨を表示した**違反広告物等証票（違反シール）**をはり付けることができます。（はり紙の場合は、除却し、廃棄することができます。）

罰則

次の違反行為は、50万円以下の罰金に処せられます。

- ・違反広告物の除却命令に従わなかったとき。

次の違反行為は、30万円以下の罰金に処せられます。

- ・違反広告物を表示・設置したとき。
- ・許可を受けずに広告物を変更・改造したとき。
- ・許可期間満了後または許可取消後、広告物が不要になった後の除却をしなかったとき。
- ・違反広告物の表示・設置の停止等の措置命令に違反したとき。

11. その他

この手引は、政治活動用の屋外広告物について、あくまでも盛岡市屋外広告物条例に基づく許可申請に関連する事項を整理したものですので、実際に広告物の掲出に当たっては、公職選挙法その他関係法令への適合についても確認されますようお願いします。

盛岡市都市整備部景観政策課 担当：屋外広告係 電話：019-601-5078
--